

東京消防庁防火対象物適合表示制度実施要綱

平成26年8月11日
予防部長依命通達

第1 目的

この要綱は、ホテル・旅館等が、建築構造等を含めた防火・防災上の一定の基準に適合している旨を表示する制度を設けることにより、防火安全に係る情報を利用者に提供するとともに、利用者の選択を通じて関係者の防火に関する認識の高揚を図り、もって、ホテル・旅館等の防火安全体制の確立を促すことを目的とする。

第2 表示基準及び表示の方法

本制度は、申出のあったホテル・旅館等について消防署長（以下「署長」という。）が別表第1に定める表示基準（以下「表示基準」という。）に適合する防火対象物（以下「表示基準適合防火対象物」という。）であることを認め、当該表示基準に適合していることを示す表示（以下「表示マーク」という。）を交付し、掲出させることにより行うものとする。

第3 対象

本制度の対象は、消防法（昭和23年法律第186号。以下「法」という。）第8条第1項の適用を受ける防火対象物で、地階を除く階数が3以上であるもののうち、消防法施行令（昭和36年政令第37号。以下「政令」という。）別表第1（5）項イに掲げる防火対象物の用途に供する部分が存するもの（同表（16）項イに掲げる防火対象物を含む。）とする。

第4 申請書の受付

- 1 署長は、第3の対象となる防火対象物のうち、政令別表第1（5）項イに掲げる防火対象物の用途に供する部分の管理について権原を有する者から表示マークの交付及び更新についての申出があった場合は、申出に係る防火対象物について別記様式第1号の表示マーク交付（更新）申請書（以下「申請書」という。）に、別表第2に掲げる書類を添付して提出させるものとする。
- 2 申出は、原則として、棟（原則として独立した一の建築物（屋根及び柱若しくは壁を有するもの）又は独立した一の建築物が相互に接続されて一体となったものをいう。）を申請に関する防火対象物の単位として行わせるものとする。ただし、政令第2条の適用により、複数の防火対象物が一の防火対象物とみなされる場合にあつては、当該複数の防火対象物を単位とし、一の防火対象物の部分で他の部分等で発生した火災の影響が少なくなる措置がとられていると予防部長が認めた場合にあつては、当該部分等を単位として行わせることができる。
- 3 申請書の添付書類のうち、防火対象物点検結果報告書及び建築基準法（昭和25年法律第201号。以下「建基法」という。）第12条に基づく定期調査報告書については、法令上の義務がない場合にも、有資格者による点検又は調査を行い、当該書類を添付させるものとする。
- 4 申出に係る防火対象物が火災予防条例（昭和37年東京都条例第65号。以下「条例」という。）第55条の5の10第2項により優良防火対象物の認定を受けたものである場合は、1の規定にかかわらず、別表第2に掲げる書類（防災管理点検結果報告書（写）及び防災管理点検報告特例認定通知書（写）を除く。）の添付を省略させることができる。

第5 表示基準適合防火対象物の審査及び検査

- 1 署長は、申請書が提出された場合には、第4、1の申請に係る防火対象物の表示基準への適合性について審査及び検査を実施するものとする。この場合において、政令別表第1（5）項イに掲げる防火対象物の用途に供する部分が当該申請に係る防火対象物の一部であっても、防火対象物全体（第4、2の規定により防火対象物の部分を単位として申請を行わせる場合は当該部分）について審査及び検査を実施するものとする。
- 2 表示基準のうち、建基法、建築基準法施行令（昭和25年政令第338号。以下「建基令」という。）及び東京都建築安全条例（昭和25年東京都条例第89号。以下「建安例」という。）に関係するものの審査及び検査にあつては、東京消防庁優良防火対象物認定表示制度に関する規程（平成18年7月東京消防庁告示第12号）第5条第3項各号の規定を準用する。
- 3 署長は、条例第55条の5の10第2項により認定した優良防火対象物について表示マークの交付の申請があつた場合で、当該認定に関する審査及び検査の際に確認した項目と表示基準の項目とが重複するときは、表示基準の審査及び検査を省略することができる。

第6 表示マークの交付及び更新

- 1 署長は、審査及び検査を実施した結果、当該申請に係る防火対象物全体が表示基準に適合すると認める場合は、申請書を提出した者（以下「申請者」という。）に対し、その旨を別記様式第2号の表示基準適合通知書により通知するとともに、次の表の区分に従い表示マークを交付するものとする。ただし、当該申請が同一種別の表示マークの表示期間の更新の申請である場合には、表示基準適合通知書により表示基準に適合している旨の通知のみを行うものとする。

区 分	種 別
申請に係る防火対象物について申請者に表示マークを交付していないとき	表示マーク（銀） （別記様式第3号）
申請に係る防火対象物について申請者に表示期間内にある表示マーク（銀）を交付している場合において、当該表示マーク（銀）の交付の日から3年を経過していないとき	表示マーク（銀） （別記様式第3号）
申請に係る防火対象物について申請者に表示期間内にある表示マーク（銀）を交付している場合において、当該表示マーク（銀）の交付の日から3年を経過しているとき	表示マーク（金） （別記様式第4号）

- 2 署長は、審査及び検査を実施した結果、当該申請に係る防火対象物が表示基準に適合していないと認める場合は、申請者に対し、別記様式第5号の表示基準不適合通知書により通知するものとする。
- 3 署長は、表示マークを交付した場合は、申請者に対し別記様式第6号の表示マーク受領書の提出を求めるものとする。
- 4 署長は、表示マーク（金）を新たに交付する場合、交付している表示マーク（銀）の返納を求めるものとする。

5 署長は、表示マークの交付を受けた者から求めがあった場合は、表示マークの表示期間に限り、表示マークの電子データをホームページ等において使用することを認めるものとする。

第7 表示マークの表示期間

1 表示マークの表示期間は、表示マークを交付した日（更新の場合にあっては表示期間が終了した日の翌日）から表示マーク（銀）にあっては1年、表示マーク（金）にあっては3年とする。

2 表示マークに記載する年月は、最初に表示マークを交付した年月とすることから、表示マークを更新した場合も、表示マークに記載する年月は変更しないものとする。

第8 表示マークの掲出

表示マークの掲出は、表示期間において、表示基準適合防火対象物のうち、政令別表第1（5）項イに掲げる防火対象物の用途に供する部分で利用者等が見やすい場所にさせるものとする。

第9 表示マークの返還

署長は、次のいずれかの場合には、表示マークの交付を受けた者に対し、別記様式第7号の表示マーク返還請求書により、表示マークの返還及び表示マークの電子データの使用中止を求めるものとする。

1 表示マークの表示期間が終了した場合（更新申請があり、表示基準に適合している場合を除く。）

2 表示マークの交付を受けた者がホテル・旅館等の管理について権原を有しなくなった場合

3 偽りその他不正な手段により表示マークの交付を受けたことが判明した場合

4 表示基準適合防火対象物が表示基準に適合しないことが判明した場合

5 表示基準適合防火対象物において消防関係法令に係る違反（条例に関する違反で表示基準に該当しないものに限る。）について、警告書が交付された場合

6 表示マークの交付を受けた者が表示マークを不適正に使用したことが判明した場合

第10 表示マークの掲出の留保

1 署長は、次のいずれかの場合には、表示マークの交付を受けた者に対し、表示マークの掲出を留保するよう求めるものとする。

(1) 表示基準適合防火対象物において火災が発生した場合

(2) 表示基準適合防火対象物において次のいずれかに該当する工事が行われる場合

ア 消防用設備等の機能を停止して行うもの

イ 階段、通路等避難施設に係るもの

ウ 防火区画に係るもの

2 1の留保期間は、1、(1)にあっては、第9、4に該当しないことが判明するまで、1、(2)にあっては、当該工事が終わるときまでとする。

第11 公表

第6の規定により表示マークを交付した場合は、表示期間において別記様式第8号の表示マーク交付対象物一覧表により東京消防庁のホームページに公表するものとする。

附 則

この要綱は、平成26年10月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成28年6月1日から施行する。

別表第1 (第2関係)

1 消防関係法令

項	目	表示基準
消防用設備等及び特殊消防用設備等	設置・維持	<p>1 次に掲げるところにより、法第17条、第17条の2の5及び第17条の3並びにこれらに基づく命令の規定に従って、消防用設備等又は特殊消防用設備等が設置されていること。</p> <p>(1) 政令第10条第1項及び第3項又は条例第36条第1項及び第2項若しくは第37条第1項の規定により、消火器、簡易消火用具又は大型消火器が設置されていること。</p> <p>(2) 政令第11条第1項、第2項及び第4項又は条例第38条第1項の規定により、屋内消火栓設備が設置されていること。</p> <p>(3) 政令第12条第1項、第3項及び第4項又は条例第39条第1項の規定により、スプリンクラー設備が設置されていること。</p> <p>(4) 政令第13条又は条例第40条第1項の規定により、水噴霧消火設備、泡消火設備、不活性ガス消火設備、ハロゲン化物消火設備又は粉末消火設備が設置されていること。</p> <p>(5) 政令第19条第1項、第2項及び第4項の規定により、屋外消火栓設備が設置されていること。</p> <p>(6) 政令第20条第1項、第2項及び第5項又は条例第40条の2第1項の規定により、動力消防ポンプ設備が設置されていること。</p> <p>(7) 政令第21条第1項及び第3項又は条例第41条第1項の規定により、自動火災報知設備が設置されていること。</p> <p>(8) 政令第21条の2第1項の規定により、ガス漏れ火災警報設備が設置されていること。</p> <p>(9) 政令第22条第1項の規定により、漏電火災警報器が設置されていること。</p> <p>(10) 政令第23条第1項及び第3項の規定により、消防機関へ通報する火災報知設備が設置されていること。</p> <p>(11) 政令第24条第1項から第3項まで及び第5項又は条例第43条の2第1項の規定により、非常警報器具又は非常警報設備が設置されていること。</p> <p>(12) 政令第25条第1項及び第2項第1号又は条例第44条第1項の規定により、避難器具が設置されていること。</p> <p>(13) 政令第26条第1項及び第3項又は条例第45条第1項の規定により、誘導灯及び誘導標識が設置されていること。</p> <p>(14) 政令第27条第1項及び第2項の規定により、消防用水が設置されていること。</p> <p>(15) 政令第28条第1項及び第3項又は条例第45条の2第1項の規定により、排煙設備が設置されていること。</p> <p>(16) 政令第28条の2第1項、第3項及び第4項の規定により、連結散水設備が設置されていること。</p> <p>(17) 政令第29条第1項又は条例第46条第1項の規定により、連結送水管が設置されていること。</p> <p>(18) 政令第29条の2第1項又は条例第46条の2第1項の規定によ</p>

消防用設備等及び特殊消防用設備等	設置・維持	<p>り、非常コンセント設備が設置されていること。</p> <p>(19) 政令第29条の3第1項又は条例第46条の3第1項の規定により、無線通信補助設備が設置されていること。</p> <p>(20) (1)から(19)の規定にかかわらず、政令第29条の4第1項に規定する必要とされる防火安全性能を有する消防の用に供する設備等にあつては、引き続き、同項に規定する通常用いられる消防用設備等の防火安全性能と同等以上であると消防総監又は消防署長が認めた状況で設置されていること。</p> <p>(21) (1)から(20)の規定にかかわらず、現に政令第32条又は条例第47条の規定が適用されている消防用設備等にあつては、引き続き、同条の規定の適用を消防総監又は消防署長が認めた状況で設置されていること。</p> <p>(22) (1)から(21)の規定にかかわらず、法第17条第3項に規定する特殊消防用設備等にあつては、同項に規定する設備等設置維持計画に従つて設置されていること。</p> <p>(23) (1)から(22)の規定にかかわらず、法第17条の2の5第1項の規定が適用される消防用設備等にあつては、当該消防用設備等の設置に係る技術上の基準に関する従前の規定により、設置されていること。</p> <p>(24) (1)から(23)に掲げるもののほか、法第17条の3第1項の規定が適用される消防用設備等にあつては、用途が変更される前の防火対象物における消防用設備等の設置に係る技術上の基準に関する規定により、設置されていること。</p> <p>2 1に掲げるもののほか、消防用設備等又は特殊消防用設備等が設備等技術基準又は法第17条第3項に規定する設備等設置維持計画に従つて設置され、及び維持されていること。</p>
	届出・検査	<p>1 法第17条の3の2及び条例第58条の3の規定により、届出を行い、検査を受けていること。</p> <p>2 条例第58条の2の規定により、届出がされていること。</p>
	点検・報告	法第17条の3の3の規定により、点検及び報告がされていること。
防火管理	防火管理者選任・消防計画作成の届出	法第8条第2項及び政令第3条の2第1項の規定により、届出がされていること。
	消防計画の適正履行	<p>法第8条第1項に規定する消防計画に基づき、次に掲げる事項が適切に行われていること。</p> <p>(1) 自衛消防の組織の編成、任務の分担及び指揮命令系統に関する事項</p> <p>(2) 防火対象物についての火災予防上の自主検査及び当該自主検査の結果に基づく措置に関する事項</p> <p>(3) 消防用設備等又は特殊消防用設備等の点検及び整備並びに当該点検の結果に基づく措置に関する事項</p> <p>(4) 避難施設の点検及び維持管理並びに避難経路図の掲示その他の避</p>

防火管理	消防計画の適正履行	<p>難施設の案内に関する事項</p> <p>(5) 防火上の構造の点検及び維持管理に関する事項</p> <p>(6) 定員の遵守その他収容人員の適正化に関する事項</p> <p>(7) 防火上必要な教育に関する事項</p> <p>(8) 消火、通報及び避難の訓練の定期的な実施に関する事項</p> <p>(9) 火災、地震その他の災害が発生した場合における消火活動、通報連絡及び避難誘導に関する事項</p> <p>(10) 防火管理について消防機関との連絡に関する事項</p> <p>(11) 増築、改築、移転、修繕又は模様替えの工事中の防火対象物における防火管理者又はその補助者の立会いその他火気の使用又は取扱いの監督に関する事項</p> <p>(12) (1)から(11)までに掲げるもののほか、防火管理に関し必要な事項</p> <p>(13) 防火管理上必要な業務の一部が防火対象物の関係者（所有者、管理者又は占有者をいう。以下同じ。）及び関係者に雇用されている者（当該防火対象物で勤務している者に限る。）以外の者に委託されている防火対象物にあつては、防火管理上必要な業務の受託者の氏名及び住所（法人にあつては、名称及び主たる事務所の所在地）並びに当該受託者の行う防火管理上必要な業務の範囲及び方法に関する事項</p> <p>(14) その管理について権原が分かれている防火対象物にあつては、当該防火対象物の当該権原の範囲に関する事項</p> <p>(15) 政令別表第一（１）項から（４）項まで、（５）項イ、（６）項、（９）項イ、（１６）項イ又は（１６の２）項に掲げる防火対象物にあつては、消火及び避難の訓練の実施回数に関する事項（当該消火及び避難の訓練を実施する場合におけるその旨の消防機関への通報に関する事項を含む。）</p>
	統括防火管理者の選任・全体についての消防計画作成の届出	<p>法第８条の２第１項に規定する高層建築物若しくは政令第３条の３に規定する防火対象物でその管理について権原が分かれているもの又は法第８条の２第１項に規定する地下街でその管理について権原が分かれているものうち消防長若しくは消防署長が指定するものにあつては、同条第４項及び政令第４条の２第１項の規定により、届出がされていること。</p>
	避難施設等の維持管理	<p>法第８条の２の４並びに条例第５４条及び第５５条の２の規定により、避難施設及び防火設備が適切に管理されていること。</p>
	防災物品の表示	<p>法第８条の２第１項に規定する高層建築物若しくは地下街又は政令第４条の３第１項及び第２項の防火対象物において使用する防災対象物品に、法第８条の３第２項、第３項及び第５項の規定により、表示が付されていること。</p>
	防火対象物点検報告	<p>法第８条の２の２の規定により、点検及び報告がされていること。又は、法第８条の２の３の規定により点検及び報告の特例の認定がされていること。</p>

防火管理	自衛消防組織の設置	法第8条の2の5第2項の規定により、届出がされていること。
その他	危険物製造所等	<ol style="list-style-type: none"> 1 法第10条第3項の規定により、危険物が貯蔵され、又は取り扱われていること。 2 法第10条第4項の規定により、製造所等の位置、構造及び設備が設置されていること。 3 法第11条第1項の規定により、許可を受けていること。 4 法第11条第5項の規定により、完成検査を受けていること。 5 法第11条第6項の規定により、譲渡又は引渡の届出がされていること。 6 法第11条の4第1項の規定により、危険物の品名、数量又は指定数量の倍数変更の届出がされていること。 7 法第12条の規定により、製造所等の位置、構造及び設備が維持されていること。 8 法第12条の7第2項の規定により、危険物保安統括管理者の届出がされていること。 9 法第13条第2項の規定により、危険物保安監督者の届出がされていること。 10 法第13条第3項の規定により、危険物取扱者以外の者により危険物の取扱いが行われていないこと（甲種危険物取扱者又は乙種危険物取扱者の立会いのある場合を除く。）。 11 法第13条の23の規定により、危険物の取扱作業に従事する危険物取扱者が保安講習を受講していること。 12 法第14条の規定により、危険物施設保安員が定められ、保安のための適切な業務が行われていること。 13 法第14条の2の規定により、予防規程の認可を受け、当該予防規程に定められた事項が適切に守られていること。 14 法第14条の3の2の規定により、定期点検が行われ、その記録が作成され、及び保存されていること。 15 法第14条の4の規定により、自衛消防組織が設置されていること。 16 2の規定にかかわらず、危険物の規制に関する政令（昭和34年政令第306号。以下「危政令」という。）第23条の規定が適用されている製造所等にあつては、引き続き、同条の規定の適用を認めた状況で設置及び維持されていること。
防災管理	防災管理点検報告	法第36条第1項において準用する法第8条の2の2第1項の規定による点検及び報告がされていること。又は、法第36条第1項において準用する法第8条の2の3の規定により点検及び報告の特例の認定がされていること。
	防災管理者選任・消防計画作成の届出	規則第51条の8第1項の届出及び規則第51条の9において準用する規則第3条の2第1項の規定により、届出がされていること。

<p>防災管理</p>	<p>消 防 計 画 の適正履行</p>	<p>法第36条第1項において準用する法第8条第1項に規定する消防計画に基づき、次に掲げる事項が適切に行われていること。</p> <p>(1) 自衛消防の組織の編成、任務の分担及び指揮命令系統に関する事項</p> <p>(2) 避難施設の点検及び維持管理並びに避難経路図の掲示その他避難施設の案内に関する事項</p> <p>(3) 定員の遵守その他収容人員の適正化に関する事項</p> <p>(4) 防災管理上必要な教育に関する事項</p> <p>(5) 避難の訓練その他防災管理上必要な訓練の実施に関する事項</p> <p>(6) 防災管理について関係機関との連絡に関する事項</p> <p>(7) (5)に掲げる訓練の結果を踏まえた防災管理に係る消防計画の内容の検証及び当該検証の結果に基づく当該消防計画の見直しに関する事項</p> <p>(8) (1) から(7)までに掲げるもののほか、建築物その他の工作物における防災管理に関し必要な事項</p> <p>(9) 政令第45条第1号に掲げる災害（以下この号において「地震」という。）による被害の軽減に関する事項として次に掲げる事項</p> <p>ア 地震発生時における建築物その他の工作物及び建築物その他の工作物に存する者等の被害の想定並びに当該想定される被害に対する対策に関すること。</p> <p>イ 建築物その他の工作物についての地震による被害の軽減のための自主検査に関すること。</p> <p>ウ 地震による被害の軽減のために必要な設備及び資機材の点検並びに整備に関すること。</p> <p>エ 地震発生時における家具、じゅう器その他の建築物その他の工作物に備え付けられた物品の落下、転倒及び移動の防止のための措置に関すること。</p> <p>オ 地震発生時における通報連絡、避難誘導、救出、救護その他の地震による被害の軽減のための応急措置に関すること。</p> <p>カ アからオまでに掲げるもののほか、建築物その他の工作物における地震による被害の軽減に関し必要な事項</p> <p>(10) 政令第45条第2号に掲げる災害による被害の軽減に関する事項として次に掲げる事項</p> <p>ア 政令第45条第2号に掲げる災害発生時における通報連絡及び避難誘導に関すること。</p> <p>イ アに掲げるもののほか、建築物その他の工作物における政令第45条第2号に掲げる災害による被害の軽減に関し必要な事項</p> <p>(11) 防災管理上必要な業務の一部が建築物その他の工作物の関係者及び関係者に雇用されている者（当該建築物その他の工作物で勤務している者に限る。）以外の者に委託している建築物その他の工作物にあっては、防災管理上必要な業務の受託者の氏名及び住所（法人にあっては、名称及び主たる事務所の所在地）並びに当該受託者の行う防災管理上必要な業務の範囲及び方法に関する事項</p> <p>(12) その管理について権原が分かれている建築物その他の工作物にあって</p>
-------------	--------------------------	---

防災管理	消防計画の適正履行	ては、当該建築物その他の工作物の当該権原の範囲に関する事項 (13) 避難訓練の実施回数に関する事項（当該訓練を実施する場合におけるその旨の消防機関への通報に関する事項を含む。）
	統括防災管理者の選任・全体についての消防計画作成の届出	法第36条第1項において準用する法第8条の2の規定により、統括防災管理者の選任（解任）の届出、建築物その他の工作物の全体についての防災管理に係る消防計画の届出がされていること。
その他	少量危険物等	<p>1 条例第30条、第31条及び第31条の4から第33条までの規定により、指定数量未満の危険物及び指定可燃物が貯蔵され、又は取り扱われていること。</p> <p>2 条例第31条の2、第31条の3、第34条及び第34条の2の規定により、少量危険物貯蔵取扱所及び指定可燃物貯蔵取扱所の位置、構造及び設備が設置及び維持管理されていること。</p> <p>3 条例第34条の3の規定により、火災の危険要因を把握するとともに、保安に関する計画が作成され、火災予防上有効な措置が講じられていること。</p> <p>4 2の規定にかかわらず、条例第34条の4の規定が適用されている少量危険物貯蔵取扱所及び指定可燃物貯蔵取扱所にあつては、引き続き、同条の規定の適用を認めた状況で設置及び維持管理されていること。</p>
	火を使用する設備・器具等	<p>1 条例第3条から第21条までの規定により、火を使用する設備等が設置及び管理され、又は火を使用する器具等の取扱いがされていること。</p> <p>2 1の規定にかかわらず、条例第22条の2の規定が適用されている火を使用する設備等又は火を使用する器具等にあつては、引き続き、同条の規定の適用を消防総監又は消防署長が認めた状況で設置及び管理され又は取扱いがされていること。</p>
	火の使用の制限等	条例第23条及び第26条から第28条までの規定により、火の使用に関する制限等が遵守されていること。
	圧縮アセチレンガス等	法第9条の3の規定により、圧縮アセチレンガス、液化石油ガス等の貯蔵又は取扱いの届出がされていること。
	届出・検査	<p>1 条例第57条の規定により、火気使用設備等の設置の届出を行い、検査を受けていること。</p> <p>2 条例第58条の規定により、少量危険物貯蔵取扱所等の届出を行い、検査を受けていること。</p>

2 建築関係法令

項 目		表 示 基 準
敷地等と道路との関係		1 建基法第43条の規定に適合していること。 2 建安例第3条、第3条の2、第4条、第5条、第10条から第10条の3まで、第22条、第33条第2項及び第41条の規定に適合していること。
建築構造		1 建基法第21条から第24条まで、第25条、第27条、第35条の3及び第61条から第66条までの規定に適合していること。 2 建安例第7条、第7条の3、第10条の5、第11条の2、第16条、第29条、第31条第4号、第33条第1項、第38条、第51条第1号及び第73条第1項の規定に適合していること。
区画		1 建基法第26条の規定により、防火壁で区画されていること。 2 建基令第112条の規定により、防火区画されていること。 3 建基令第114条の規定により、界壁等が設けられていること。 4 建安例第8条、第25条第1号、第30条、第38条、第39条、第48条から第50条第1項まで及び第51条第1号の規定により、区画されていること。
避難施設等	廊下	1 建基令第119条の規定に廊下の幅が適合していること。 2 建安例第10条の8、第20条、第26条、第44条及び第73条第1項の規定により、廊下が設けられていること。
	階段	1 建基令第23条、第24条第1項、第25条から第27条まで及び第120条から第124条までの規定により、階段が設けられていること。 2 建安例第7条の2、第10条の7、第11条、第11条の3、第18条、第25条第2号、第31条第5号、第32条第6号、第33条第2項、第45条、第51条第2号及び第3号、第73号の5の規定により、階段が設けられていること。
	出入口	1 建基令第118条の規定により、出口の戸が設けられていること。 2 建基令第125条及び第125条の2の規定により、屋外への出口等が設けられていること。 3 建安例第10条の4、第13条、第17条、第23条、第43条、第46条、第50条第2項、第73条第1項の規定により、出入口が設けられていること。
	屋上広場	1 建基令第126条第2項の規定により、屋上広場が設けられていること。 2 建安例第24条及び第51条第4号の規定により、屋上広場が設けられていること。
	建築排煙	1 建基令第126条の2及び第126条の3の規定により、排煙設備が設けられていること。 2 建安例第14条第1項及び第3項の規定により、排煙設備が設けられていること。
	非常用の照明装置	1 建基令第126条の4及び第126条の5の規定により、非常用の照明装置が設けられていること。 2 建安例第14条第2項及び第3項の規定により、非常用の照明装置が設けられていること。

避難施設等	非常用の進入口	建基令第126条の6及び第126条の7の規定により、非常用の進入口が設けられていること。
	敷地内の避難通路	1 建基令第128条及び第128条の2の規定により、敷地内の通路が設けられていること。 2 建安例第19条第2項及び第3項、第37条、第42条及び第73条第1項の規定により、敷地内の通路、空地等が設けられていること。
	地下街等	1 建基令第128条の3の規定に適合していること。 2 建安例第73条の3から第73条の11まで及び第73条の15から第73条の19までの規定に適合していること。
内装制限		1 建基法第35条の2の規定により、壁及び天井の室内に面する部分を内装制限していること。 2 建安例第15条、第72条及び第73条第2項の規定により、壁及び天井の室内に面する部分を内装制限していること。
非常用の昇降機		建基法第34条の規定により、非常用の昇降機が設けられていること。
建築設備等		1 建基法第28条第3項及び第4項並びに建安例第73条の14の規定により、火気使用室等が設けられていること。 2 建基法第33条の規定により、避雷設備が設けられていること。 3 建基令第115条の規定により、煙突が設けられていること。 4 建基令第129条の2の5第1項第5号から第7号まで及び第129条の2の6第3項並びに建安例第74条及び第75条の規定により、配管、風道等が設けられていること。 5 建基令第129条の2の7の規定により、冷却塔設備が設けられていること。 6 建基令第129条の6第2号から第4号まで、第129条の7第1号及び第2号、第129条の9第4号及び第5号、第129条の13第2号並びに建安例第78条、第80条及び第81条の規定により、エレベーター、エスカレーター等が設けられていること。
定期調査報告等		1 建基法第12条第1項の規定による建築物の定期調査報告又は同条第2項の規定による特定建築物の定期点検がされていること。 2 建基法第12条第3項の規定による特定建築設備等の定期検査報告又は同条第4項の規定による特定建築設備等の定期点検がされていること。
検証法		1 建基令第108条の3に規定する耐火性能検証法又は防火区画検証法により同条第3項又は第4項の規定を適用している場合は、当該規定を適用した状態が維持されていること。 2 建基令第129条に規定する階避難安全検証法により同条第1項の規定を適用している場合は、当該規定を適用した状態が維持されていること。 3 建基令第129条の2に規定する全館避難安全検証法により同条第1項の規定を適用している場合は、当該規定を適用した状態が維持されていること。

別表第2（第4関係）

申請書に添付する書類

報告書等の種別 (根拠法令)	表示マーク（銀）	表示マーク（金）
防火対象物点検結果報告書 (写) ※1 (法第8条の2の2)	防火対象物の全ての管理権原者が、申請日から過去1年以内に実施した報告書を添付する。	防火対象物の全ての管理権原者が、前回の申請日以降に実施した報告書を全て添付する。
防火対象物点検報告特例認定通知書(写) ※2 (法第8条の2の3)	申請日直近の特例認定通知書を添付すること。	
防災管理点検結果報告書(写) ※3 (法第36条第1項において準用する法第8条の2の2)	防火対象物の全ての管理権原者が、申請日から過去1年以内に実施した報告書を添付する。	防火対象物の全ての管理権原者が、前回の申請日以降に実施した報告書を全て添付する。
防災管理点検報告特例認定通知書(写) ※4 (法第36条第1項において準用する法第8条の2の3)	申請日直近の特例認定通知書を添付すること。	
消防用設備等（特殊消防用設備等）点検結果報告書(写) (法第17条の3の3)	申請日から過去1年以内に実施した報告書を全て添付する。	前回の申請日以降に実施した報告書を全て添付する。
製造所等定期点検記録表(写) ※5 (法第14条の3の2)	申請日から過去1年以内に実施した点検記録表を添付する。	
建築基準法第12条に基づく定期調査報告書(写) (建基法第12条)	申請日直近の定期調査報告書を添付する。	
各種点検報告の不備事項の改修状況 ※6	添付書類の点検等に関する不備事項について、改修状況が分かる書類を添付する。	
管理権原者の権原の範囲に関する書面 ※7 (法第8条の2)	全体についての消防計画に定められている管理権原者の権原の範囲に関する書面を添付する。	

※1 法第8条の2の3第1項の規定に基づく点検及び報告の特例の認定がされていない場合

※2 法第8条の2の3第1項の規定に基づく点検及び報告の特例の認定がされている場合

※3 法第36条第1項において準用する法第8条の2の2第1項の規定に基づく防災管理点検報告が義務であり、法第36条第1項において準用する法第8条の2の3第1項の規定に基づく点検及び報告の特例の認定がされていない場合

※4 法第36条第1項において準用する法第8条の2の3第1項の規定に基づく点検及び報告の特例の認定がされている場合

※5 法第14条の3の2の規定に基づく定期点検が義務となる場合

※6 防火対象物点検結果報告書、防災管理点検結果報告書又は消防用設備等（特殊消防用設備等）点検結果報告書に不備事項がある場合

※7 防火対象物に複数の管理権原者がいる場合

表示マーク交付（更新）申請書

年 月 日

東京消防庁
消防署長 殿

申請者

住所 _____

氏名 _____ (印)

電話番号 _____

所有者

住所 _____

氏名 _____ (印)

統括防火管理者

氏名 _____

下記のとおり、「東京消防庁防火対象物適合表示制度実施要綱」に基づき、表示マーク（ 金・ 銀）の交付（更新）を受けたいので申請します。

記

防火対象物	所在地			
	名称	()		
	用途	※消防法施行令別表第1 () 項		
	収容人員	管理権原 <input type="checkbox"/> 単一権原・ <input type="checkbox"/> 複数権原		
	構造・規模	造 地上		階 地下
建築面積		m ²	延べ面積	m ²
統括防火管理者			統括防火管理者 選任年月日	年 月 日
交付年月日	年 月 日		交付番号	
添付書類	<input type="checkbox"/> 防火対象物点検結果報告書（写）			
	<input type="checkbox"/> 防火対象物点検報告特例認定通知書（写）			
	<input type="checkbox"/> 防災管理点検結果報告書（写）			
	<input type="checkbox"/> 防災管理点検報告特例認定通知書（写）			
	<input type="checkbox"/> 消防用設備等（特殊消防用設備等）点検結果報告書（写）			
	<input type="checkbox"/> 製造所等定期点検記録（写）			
	<input type="checkbox"/> 建築基準法第12条に基づく定期調査報告書（写）			
<input type="checkbox"/> 各種点検報告の不備事項の改修状況 <input type="checkbox"/> 管理権原者の権原の範囲に関する書面				
※ 受付欄		※ 経過欄		

- 備考 1 ※の欄は、記入しないこと。
 2 統括防火管理者及び統括防火管理者選任年月日欄は、消防法第8条の2が義務となる場合に記入すること。
 3 交付年月日及び交付番号欄は、更新の申請をする場合に記入すること。
 4 印のある欄については、該当の印にレを付けること。

表示基準適合通知書

第 号
年 月 日

(申請者住所・氏名等) 殿

東京消防庁
消防署長 (氏 名) 印

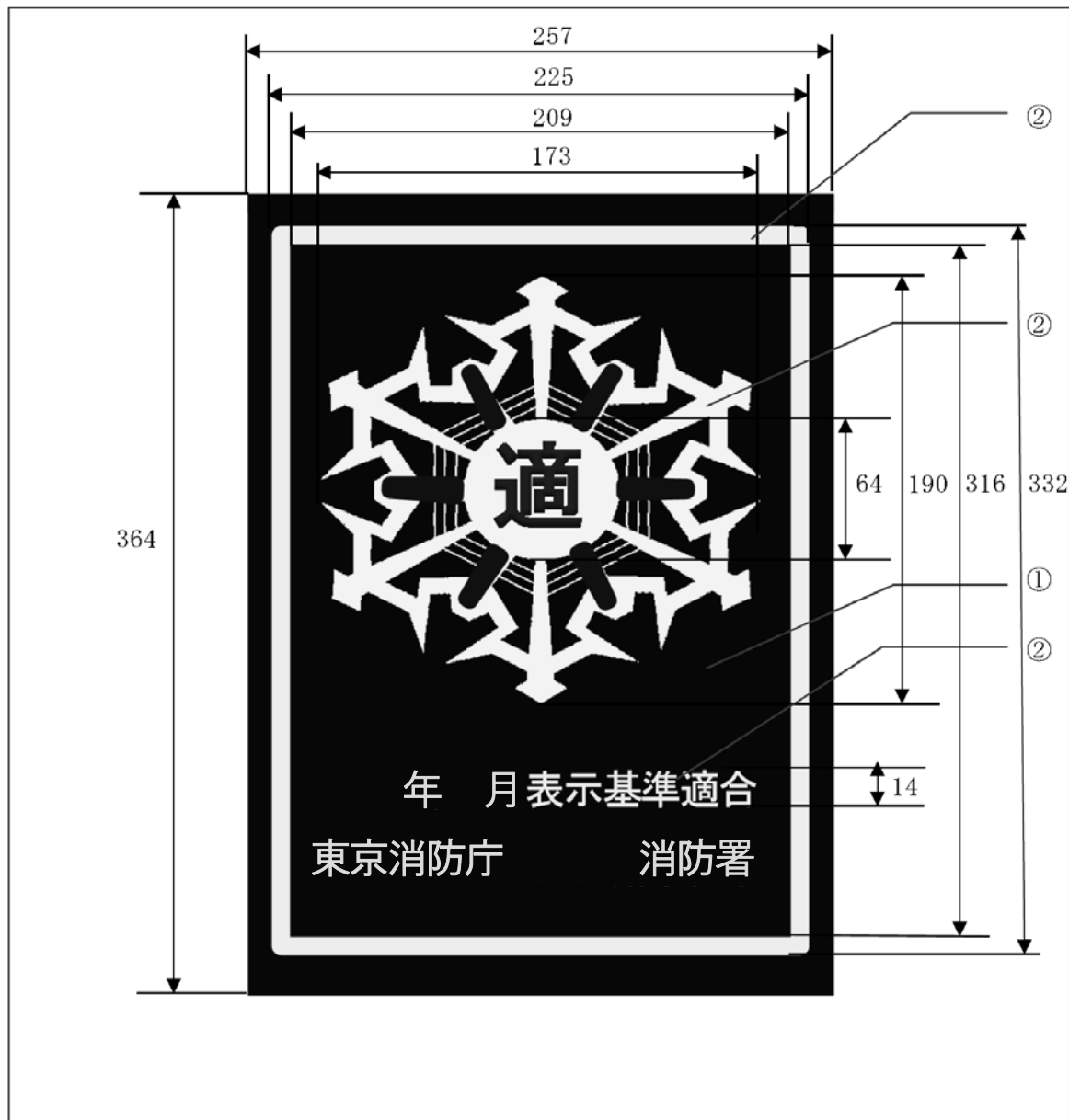
年 月 日付で申請のあった下記の防火対象物については、「東京消防庁防火対象物適合表示制度実施要綱」に定める基準に適合しているのので、表示マーク（ □ 金・□ 銀 ）を交付（更新）します。

なお、交付された表示マークの取扱いについては、下記の事項を遵守してください。

記

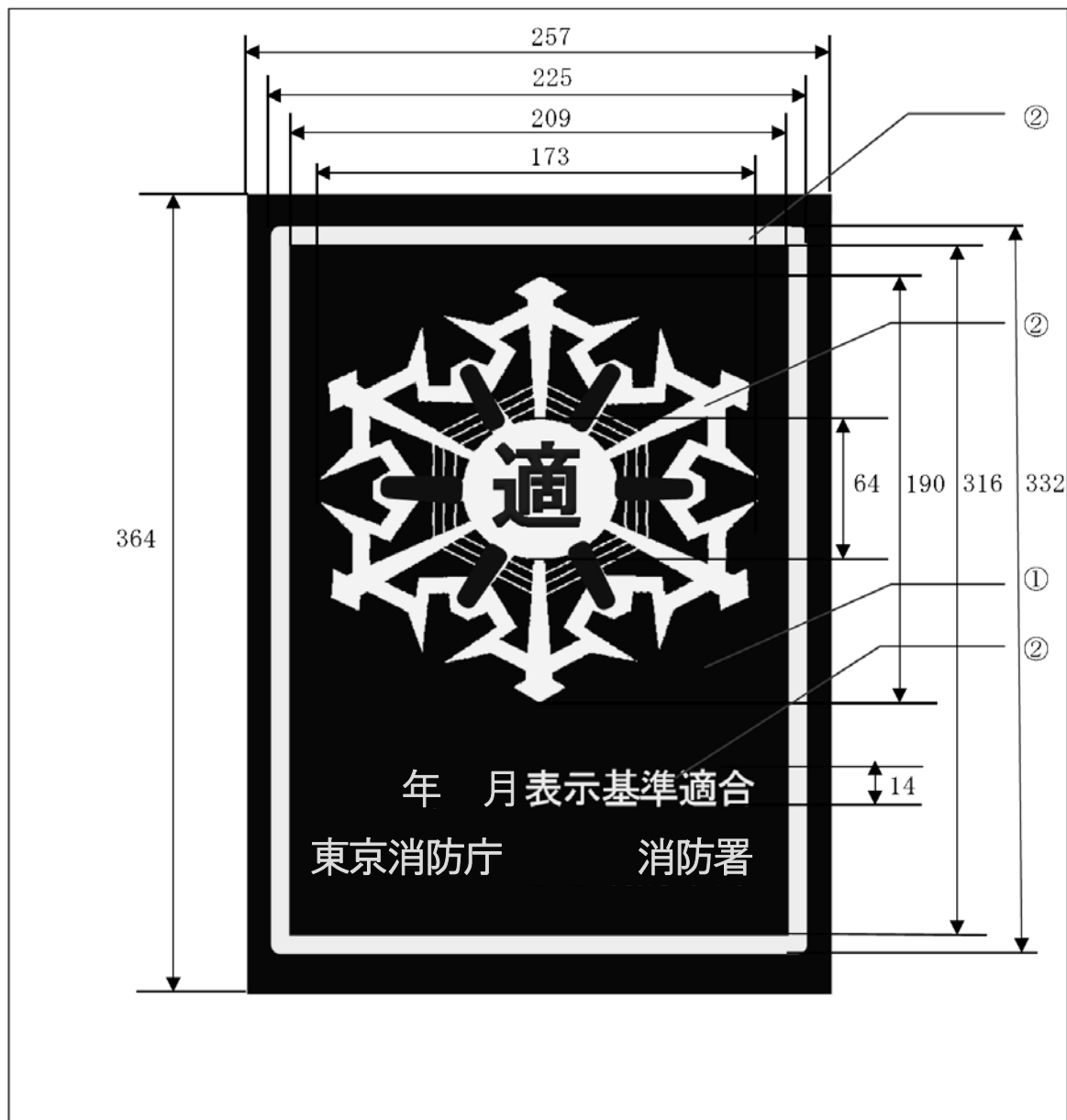
防火対象物	所在地			
	名称	()		
	用途			
交付年月日	年 月 日	交付番号	第	号
表示マーク 表示期間	年 月 日 ~		年 月 日	
遵守事項	1 表示マークはホテル・旅館等の見やすい場所に掲出すること。 2 表示マークは貸与するものであり、破損等のないよう取扱いに注意すること。 3 表示マークの電子データを使用する場合、当該データを使用する媒体、使用場所等について消防署長に報告すること。 4 表示マークを返還した場合は、電子データの使用を中止すること。 5 表示マークの表示期間の更新申請は、表示期間終了日の3か月前から1か月前までの間に行うこと。			
返還事由	次の各号のいずれかに該当する場合は、表示マークを返還してください。 1 表示マークの表示期間が終了し、交付（更新）申請を行わない場合 2 表示マークの交付を受けた者がホテル・旅館等の管理について権原を有しなくなった場合 3 偽りその他不正な手段により表示マークの交付を受けたことが判明した場合 4 表示基準適合防火対象物が表示基準に適合しないことが判明した場合 5 表示基準適合防火対象物において消防関係法令に関する違反（火災予防条例に関する違反で表示基準に該当しないものに限る。）について、警告書が交付された場合 6 表示マークを不適正に使用したことが判明した場合			
備考				

別記様式第3号（第5関係）



- 1 様式の大きさは、日本工業規格B列4番とする。
- 2 数字の単位は、ミリメートルとする。
- 3 色彩については、①地を濃紺色、②その他のものは、銀色とする。
- 4 材質は、ファンタス（ネイビー）L判T目＜270kg＞とし、印刷仕様については、箔押し加工（銀消しNo.24）とする。

別記様式第4号（第5関係）



- 1 様式の大きさは、日本工業規格B列4番とする。
- 2 数字の単位は、ミリメートルとする。
- 3 色彩については、①地を濃紺色、②その他のものは、金色とする。
- 4 材質は、ファンタス（ネイビー）L判T目<270kg>とし、印刷仕様については、箔押し加工（金消しNo.111）とする。

表示基準不適合通知書

第 号
年 月 日

（申請者住所・氏名等） 殿

東京消防庁
消防署長（氏 名） 印

年 月 日付で申請のあった下記の防火対象物については、「東京消防庁防火対象物適合表示制度実施要綱」に定める基準に不適合であったので通知する。

記

防火対象物	所在地	
	名称	()
	用途	
不適合理由		

表示マーク受領書

年 月 日

東京消防庁
消防署長 殿

受領者

住所 _____

氏名 _____

(法人の場合は、法人名称、役職及び氏名)

表示マーク（ □ 金・□ 銀 ）を受領したので、以後、下記の事項を遵守します。

記

防火対象物	所在地		
	名称	()	
	用途		※消防法施行令別表第1 () 項
表示マーク交付年月日		年 月 日	交付番号

<表示マーク受領に伴う遵守事項>

- 1 表示マークは、ホテル・旅館等の見やすい場所に掲出すること。
- 2 表示マークは貸与されるものであり、破損等のないよう取扱いに注意すること。
- 3 表示マークの電子データを使用する場合、当該データを使用する媒体、使用場所等について消防署長に報告すること。
- 4 表示マークを返還した場合は、電子データの使用を中止すること。
- 5 次の各号のいずれかに該当する場合は、表示マークを返還すること。
 - (1) 表示マークの表示期間が終了し、交付（更新）申請を行わない場合
 - (2) 表示マークの交付を受けた者がホテル・旅館等の管理について権原を有しなくなった場合
 - (3) 偽りその他不正な手段により表示マークの交付を受けた場合
 - (4) 表示基準適合防火対象物が表示基準に適合しない場合
 - (5) 表示基準適合防火対象物において消防関係法令に関する違反（火災予防条例に関する違反で表示基準に該当しないものに限る。）があり、警告書が交付された場合
 - (6) 表示マークを不適正に使用した場合

備考 1 ※印の欄は、記入しないこと。
2 □印のある欄については、該当の□印にレを付けること。

表示マーク返還請求書

第 号
年 月 日

(申請者住所・氏名等) 殿

東京消防庁
消防署長(氏名) 印

年 月 日付けで表示マークを交付又は更新した下記の防火対象物については、表示マークの返還事由に該当し、表示マークを掲出することが不相当と認められることから、速やかに貸与した表示マークを返還するとともに、ホームページ等による使用をとりやめるよう請求します。

記

防火対象物	所在地		
	名称	()	
	用途		消防法施行令別表第1 () 項
表示マーク交付年月日		年 月 日	交付番号

返還事由

- 表示マークの表示期間が終了したこと。
- 表示マークの交付を受けたホテル・旅館等の管理について権原を有しなくなったこと。
- 偽りその他不正な手段により表示マークの交付を受けたこと。
- 表示基準適合防火対象物が表示基準に適合しないこと。
- 表示基準適合防火対象物において、消防関係法令に関する違反（火災予防条例に関する違反で表示基準に該当しないものに限る。）があり、警告書を交付したこと。
- 表示マークを不適正に使用したこと。

